

○下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金交付要綱

平成30年 5月18日告示第127号

下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、潜在的に福祉・介護分野に関心がある人材が自分に合った市内の介護保険事業所での就労を実現することを支援するため、下呂市介護人材登録制度実施要綱（平成30年下呂市告示第113号。以下「介護人材バンク要綱」という。）第13条第3号に規定する就労支援（以下「トライアル就労支援事業」という。）に対し、予算の範囲内において下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録者 介護人材バンク要綱第6条第2項の規定により登録された者をいう。
- (2) 登録事業所 介護人材バンク要綱第10条第2項の規定により登録され、かつ、登録者が希望するトライアル就労支援事業に協力する介護保険事業所をいう。

(補助対象者及び補助対象経費)

**第3条** 市は、登録者から登録事業所を通じてトライアル就労支援事業を希望する旨の申出を受けたときは、トライアル就労支援事業に係る経費のうち次の各号に掲げるものについて、登録事業所に対し、補助金を交付するものとする。ただし、就労支援を受けようとする登録者1人につき、1回限りとする。

- (1) 登録者の有期雇用期間内の給料
- (2) 登録者の有期雇用期間内の諸手当

2 前項ただし書の規定にかかわらず、介護人材バンク要綱第13条第3号の規定により有期雇用期間を延長した場合は、延長した期間についても補助金を交付するものとする。

(補助金の補助率)

**第4条** 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1とし、補助金の額に1,000円未満の端数が出たときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の額は、1月につき8万円を限度とする。

2 当該事業所が、当該雇用につき、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

(補助金の交付)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする登録事業所は、下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を当該事業を開始する日の前日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

**第7条** 補助金の交付決定を受けた登録事業所(以下「補助事業所」という。)は、補助事業完了後速やかに下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

**第8条** 市長は、必要があると認めるときは、補助事業所に対し、補助金の交付申請その他必要な事項に関して報告を求め、又は事業所等に立ち入り、必要な調査をすることができる。

(補助金の額の確定)

**第9条** 市長は、第7条の規定により報告があったときは、内容を審査し、補助金の額を確定し、下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により補助事業所に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

**第10条** 補助事業所は、補助金の交付を受けようとするときは、下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

**第11条** 市長は、補助事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金の交付決定を受けた事業所に既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 正当な理由なく第8条の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を忌避し、若しくは妨げたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による交付決定の取消しについては、下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知し、補助金の返還を命ずるときは、下呂市介護保険トライアル就労支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成30年5月18日から施行する。